

神奈川県高校生等奨学給付金 新入生対象一部早期（前倒し）給付

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）

生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

- ◆ 高校生等奨学給付金は、7月から申請を受け付け、年額を一括給付する制度ですが、新入生で一部早期給付を希望する場合は、4月～6月分（年額の4分の1）の前倒し給付が可能です。（申請必要）
 - ※ 7月～翌年3月分（年額の4分の3）の給付を受ける場合、7月以降に2回目の申請が必要です。
 - ※ 1回の申請で年額を給付する通常給付の制度もあります。（7月から申請受付を開始）
年額の一括給付を希望する場合は、7月以降に通常給付で申請してください。

1 申請できる方 令和7年4月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

（1）保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
 - ※ 都道府県によって実施状況が異なります。

（2）生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和7年4月1日現在※の生業扶助の措置状況がわかる書類で行います。
 - ※ 2回目の申請は、令和7年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。
- 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、令和6年度※の課税証明書等で行います。
 - ※ 2回目の申請は令和7年度の課税証明書等により確認します。
 - ※ 新入生対象一部早期（前倒し）給付では個人番号（マイナンバー）を利用できません。
 - ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

（3）対象となる高校生等が新入生として高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒を指します。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

2 申請期限（1回目） 令和7年6月30日（月）

- 高校生等（新入生）を複数名扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期（1回目） 申請した月の2か月後の末頃までの支給を予定

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。
問合せ先：神奈川県立横浜修悠館高等学校 事務室 電話 045-800-3712